

品川区1歳6か月児健康診査実施要綱

制定 昭和62年3月25日区長決定

		要綱第 20号
改正	平成 9年1月	要綱第 6号
改正	平成11年7月	要綱第 97号
改正	平成12年3月	要綱第 54号
改正	平成16年3月	要綱第 37号
改正	平成21年3月	要綱第 38号
改正	平成27年3月	要綱第 19号
改正	令和 6年3月	要綱第127号

(目的)

第1条 この要綱は、1歳6か月児に対し、身体、精神発達および歯科の健康診査を実施し、適切な指導、措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター(以下「センター」という。)とする。

(対象)

第3条 1歳6か月児健康診査事業の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する幼児
- (2) 実施時期において、満1歳6か月をこえ、満2歳に達しない幼児

(実施方法)

第4条 1歳6か月児健康診査事業は、毎月健康診査日を定め、年間を通じて実施する。

(1) センターの所長(以下「所長」という。)は、次により対象者の把握に努めること。

- ア 住民基本台帳
- イ その他関係資料

(2) 通知方法は、個別通知による。

(3) 健康診査内容は、次のとおりとする。

- ア 問診
- イ 身体測定
- ウ 診察
- エ 歯科健診
- オ 心理判定
- カ 保健指導

(事後措置)

第5条 健康診査の結果により、次の事項に留意のうえ措置する。

(1) 来所者に対する措置

ア 要治療者に対しては、専門医療機関等で受診を勧奨する

イ 要精密健診者に対しては、1歳6か月児精密健康診査受診票（第1号様式）を交付し、契約医療機関での受診を勧奨する。

ウ 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健診を行う他、訪問等により指導する。

(2) 未来所者に対する措置

訪問等により適切な保健指導を行う。

(記録)

第6条 健康診査結果および指導事項は、親子健康手帳(母子健康手帳)および1歳6か月児健診票に記録する。また、事業実施状況は、1歳6か月児健康診査実施記録を作成し、保存しておく。

2 心理相談結果については、経過観察健康診査心理判定票日報を作成する。

(報告)

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業報告により報告するものとする。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。